

日時・場所	令和5年10月25日（水）9時00分～ 庁議室
出席者	栢木市長、佐野副市長、西村教育長、遠藤議会事務局長、布施政策調整部長、川尻総務部長、長尾市民部長、武内市民部政策監、吉田健康福祉部長、田中健康福祉部政策監、駒井健康福祉部政策監、岡崎都市建設部長、西村環境経済部長、馬野教育部長、事務局

1. 開会

<市長挨拶>

- 先日、三上学区のスポーツフェスティバルに出席した。これまでは「運動会」として開催されていたが、決まりきった種目をするのではなく、スポーツを楽しむというものに変えていこうということから名称を変更された。このように時代に合わせて学区の催し物も進化している。
- 学区別の行政懇談会も、行政と自治会が市の将来を見据え、高い視点で発展的な懇談会になるよう、あり方を考えていきたい。

2. 議題

【報告事項】

①組織機構の再編と係長制度の導入について

定員適正化計画に基づく限られた人員の中で、組織のスリム化及び働き方改革を実施していくために、現在の課や室の規模を大きくし、組織全体でカバーしていく必要があることから、急激な変化による業務への支障を考慮しつつ、順次、大課制への移行（組織機構の再編）を進める。また、管理職への登用前に「管理監督能力」の醸成を行うことも必要であり、組織のリーダーとして自覚とスキルを習得させるため、「係長制度」の導入を行う。

→市民生活相談課業務を社会福祉課へ移すことについて、業務を丸ごと社会福祉課へ移すという考え方ではなく、市民生活相談課の業務は多岐に渡るため、所掌事務を細分化し、各課へ再分配するという考え方も良いのではないかと。また、消費生活相談については、生活困窮とは切り口が違うという意見が部内にある。

→市民生活相談課は消費生活を主体として設置された経緯があるが、くらし支え合い条例の目的に「消費者被害その他の市民のくらしに関わる様々な問題の発生の背景にその者の経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題があることを踏まえ、その解決及び生活再建を図り、もって安全かつ安心で市民が支えあうくらしの実現に寄与することを目的とする。」という文言があり、条例の意図を汲むと福祉部局へ移すのは妥当と考える。

→市民生活相談は、もともと分散化されていたものを一元化したことで、全国的に注目されるようになった本市の重要な施策である。当該施策は全体的なマネジメント機能が重要であり、分散化はしない方がよい。

→先進的な取り組みである市民生活相談については、課として独立して残すべき。

→市民サービスとしては、市民生活相談、消費生活相談を分けない方がよい。

→文化スポーツ振興係と国スポ・障スポ大会推進室が分かれているが、一体としなくても良いのか。

→市民活動推進課に「文化スポーツ振興係」が設置されることに違和感がある。

→こども未来局について、国、県ではこども政策を拡充する流れがある。市として、子育て支援を進めていく必要があり、子どもに関する施策を、新たな施策も含め横断的にコントロールできる課、もしくは室を設置し、重点的に取り組むことを示すべきではないか。

→あえて課、室を設置することは考えていない。

→都市建設部について、各課の所掌事務を明確にしていきたい。

→生涯学習課が生涯学習推進室になり、後退したイメージを持たれるのではないかと懸念している。

→教育委員会の組織の改編について、教育委員会に規則改正を諮る必要があるので、議案として提出される前に協議事項として市の考え方を教育委員会に説明、意見聴取をお願いする。

→課を減らすのであれば、生涯学習課を残し、文化財保護課を生涯学習課の中に入れることを検討できないか。

▶ 今後、教育委員会へ説明を行い進めていく。

→組織改編を実施された後、その効果を検証していきたい。

→文化施設の再編について、今後どのように進めていくのか再度説明願う。

→施設再編の方向性は今年度内に示されるので、改修については施設を所管する所管課で整備を行っていただく。除却後の跡地利用については、政策調整部で検討いただく。

→行財政改革推進室について、進捗管理のため来年度も残す方向で検討されるとのことだが、それでは室のあり方に疑問が残るので、財政課、もしくは企画調整課が担うことで整理できないか。

→市民活動推進課の中に協働推進係と文化スポーツ推進係があるが、これらは全く異質ものなので、集約せずに現状のまま別の課で良いのではないか。

→文化スポーツ推進係の業務量から、単独の課とすることは考えていない。

→係長制度に移行していく中で、課を縮小していく組織づくりを総務部に指示した。本日各部長の思いや意見を聞いて、改めて思うこともあるので、再度総務部と協議する。(市長)

②区域外道路（守山市道）の認定に関する承諾について

滋賀県が行う大津湖南幹線（主要地方道近江八幡守山線）整備事業に伴い、守山市道川田新庄野洲川線が本市の市域を通過する線形にて付替え整備されるため、道路法第8条第3項の規定に基づき依頼があった区域外道路の認定について、道路法第8条第4項の規定に基づき市議会の議決を求める。

4. 次回部長会議の予定

10月30日（月）9時00分～ 庁議室

5. 閉会